

○印旛郡市広域市町村圏事務組合議会会議規則

平成12年5月1日

議会規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第11条）
- 第2章 議案及び動議（第12条—第17条）
- 第3章 議事日程（第18条—第22条）
- 第4章 選挙（第23条—第31条）
- 第5章 議事（第32条—第40条）
- 第6章 発言（第41条—第55条）
- 第7章 表決（第56条—第66条）
- 第8章 請願（第67条—第71条）
- 第9章 秘密会（第72条・第73条）
- 第10章 辞職（第74条・第75条）
- 第11章 規律（第76条—第82条）
- 第12章 会議録（第83条・第84条）
- 第13章 補則（第85条）

附則

第1章 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日、開議定刻前に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

第3条 議員の議席は、最初の議会において、議長が定める。

2 補欠議員の議席は、前任議員の席とする。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標をつける。

（会期）

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(休会)

第9条 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

2 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

第10条 会議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が会議を宣告する前又は散会、延会、中止もしくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第12条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一時不再議)

第13条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第14条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第16条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第17条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を受けようとするときは、提出者から請求

しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第18条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第19条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第20条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知した会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第21条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第23条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第24条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第25条 投票による選挙を行うときは、議長は、第23条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第26条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない

(投票)

第27条 議員は、職員の点呼に応じて、順次投票する。

(投票の終了)

第28条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票もれの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 29 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議に諮つて指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第 30 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第 31 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 5 章 議事

(議題の宣告)

第 32 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 33 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(議案等の朗読)

第 34 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第 35 条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑を行う。

2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

(修正案の説明)

第 36 条 議長は、提出者に第 15 条の規定による修正案の説明をさせる。

(提出者等に対する質疑)

第 37 条 議員は、修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しては質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第 38 条 議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 39 条 議会は、議決の生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第 40 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第 6 章 発言

(発言の許可等)

第 41 条 発言は、すべて議長の許可を得た後、議席でなければならない。

(発言の要求)

第 42 条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第 43 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第 44 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第 45 条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるができない。

(質疑の回数)

第 46 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 3 回を超えることはできない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第 47 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第 48 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 49 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の省略又は終結)

第 50 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、

討論を用いないで会議に諮つて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 51 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第 52 条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

(緊急質問等)

第 53 条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第 54 条 質問については、第 46 条及び第 50 条の規定を準用する。

(発言の取消又は訂正)

第 55 条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第 7 章 表決

(表決問題の宣告)

第 56 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第 57 条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 58 条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第 59 条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者に挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(投票による表決)

第 60 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名又は無記名投票)

第 61 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とするものは賛成と、否とするものは反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱)

第 62 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第 63 条 投票を行う場合には、第 25 条から第 29 条まで、第 30 条第 1 項及び第 31 条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第 64 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 65 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 66 条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 8 章 請願

(請願書の記載事項等)

第 67 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第 68 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(紹介議員の説明出席)

第 69 条 議長は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の処理経過及び結果の報告)

第 70 条 議会の採択した請願で、管理者又は監査委員に送付することを適当と認めるものについては、これを送付し、かつ、その処理経過及び結果の報告を請求するものとする。

(陳情書の処理)

第 71 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第 9 章 秘密会

(指定者以外の退場)

第 72 条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の

者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 73 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他にもらしてはならない。

第 10 章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第 74 条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮つてその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第 75 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。

第 11 章 規律

(品位の尊重)

第 76 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(服装)

第 77 条 何人も、議場に入るときは、見苦しくない服装をしなければならない。

(議事妨害の禁止)

第 78 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第 79 条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第 80 条 何人も、会議中は、喫煙してはならない。

(新聞等の閲覧禁止)

第 81 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(議長の秩序保持権)

第 82 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

第 12 章 会議録

(会議録)

第 83 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時、場所
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名

- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は要点筆記の方法により記録するものとする。

(会議録署名議員)

第 84 条 会議録に署名すべき議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。

第 13 章 補則

(会議規則の疑義)

第 85 条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合議会会議規則の規定の準用に関する規則(昭和 47 年議会規則 1 号)は廃止する。